

# 予 算 要 求 資 料

令和3年度9月補正予算 支出科目 款：教育費 項：教育総務費 目：私立学校振興費

## 事業名 認定こども園施設整備事業費補助金（単建）

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）

環境生活部 私学振興・青少年課 私学助成係 電話番号：058-272-1111（内4978）

E-mail：[c11151@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11151@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 補正要求額 840千円（現計予算額：0千円）

### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
現 計 予算額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補 正 要求額	840	0	0	0	0	0	840	0	0
決定額									

## 2 要求内容

### （1）要求の趣旨（現状と課題）

- 平成27年度から新しい「子ども・子育て支援制度」が始まり、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設としての認定こども園の開設が期待されている。県としても、既存施設から認定こども園への移行を促進するためにも施設整備等の補助事業の充実が必要である。
- 施設整備の財源としては、「子育て支援対策臨時特例基金」（安心こども基金：以後、基金という。）又は、平成27年度から新しく創設された「認定こども園施設整備交付金」（以後、交付金という。）の仕組みにより認定こども園関係（幼稚園機能部分に限る。）の施設整備補助を実施することになった。
- 文部科学省の指導により、基金に残額があるうちは基金を活用することとし、それ以降は交付金を財源として事業を実施することとなった。

## (2) 事業内容

- 令和3年度の事業実施要望調査を実施したところ、3市町（3施設）より実施希望があり、それぞれ必要な増築、改築、大規模修繕等の施設整備に対して補助するが、うち1町（1施設）の一部について基金対応により事業実施する。また、新規で実施希望のあった1市（1施設）の一部についても、基金対応により事業実施する。

## (3) 県負担・補助率の考え方

【補助率】認定こども園	:	県	1 / 2 (基金繰入)
		市町村	1 / 4
		事業者	1 / 4

※県負担なし

## 3 事業費の積算内訳

○2市町（2施設）が実施予定。

- ・その他申請があった場合は、予算の範囲内であればその中で配分。
- ・認定こども園施設整備交付金要綱に基づき施設規模による基準額で積算。
- ・保育所部分については「保育所等整備交付金」（厚生労働省）で補助されるため、幼稚園部分の定員等により事業費を按分。

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	840	本体工事費、設計費等に対し、補助事業費の1 / 2を補助。(上限基準額あり)
合計	840	

## 決定額の考え方

## 4 参考事項

### (1) 各種計画での位置づけ

市町村単位で定めた「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、園児と施設の需給バランスを考慮し、計画的に整備される。

### (2) 後年度の財政負担

安心こども基金が枯渇しても、認定こども園施設整備交付金で対応し全額国庫のため、県負担なし。

### (3) 事業主体及びその妥当性

事業主体は、県が行うこととされている。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか  
 幼児教育の質の向上のため環境の整備を行うことにより、質の高い環境（幼稚園）で子どもを安心して育てることができる体制を整備する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業 開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目 標	達成率
		(H)	(H)			
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H) %	%

○指標を設定することができない場合の理由

施設整備への補助であり、指標設定になじまない。

（前年度の取組）

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）  
 令和2年度、6施設（6市町）の認定こども園施設整備に補助。

（前年度の成果）

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果  
 事業実施した施設については、移行済みの5施設を除いて、事業完了後、認定こども園へ移行。

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い      △：必要性が低い	
(評価) ○	幼保連携を進めた認定こども園の整備は、地域における幼児期の教育センターとしての役割も担い、幼児教育の質の向上及び保育環境の整備を行うことにより、質の高い環境で子どもを安心して育てることができる体制の構築に貢献できるため、必要性が高い。
・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	多額の費用がかかる認定こども園の施設整備のための動機づけとなる。
・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている      △：向上の余地がある	
(評価) ○	国事業に合わせた最低限の必要書類にするなど簡素化を図っている。

### (今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 平成27年度から新しい子ども・子育て支援制度が始まり、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設として認定こども園は期待されている。核家族化の進行や共働き世帯の増加、教育の質の向上への期待等社会情勢も大きく変化している中、認定こども園の重要さは増している。
--

### (次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 国施策を踏まえた上で、事業者のニーズに沿って事業を実施していく。
---